

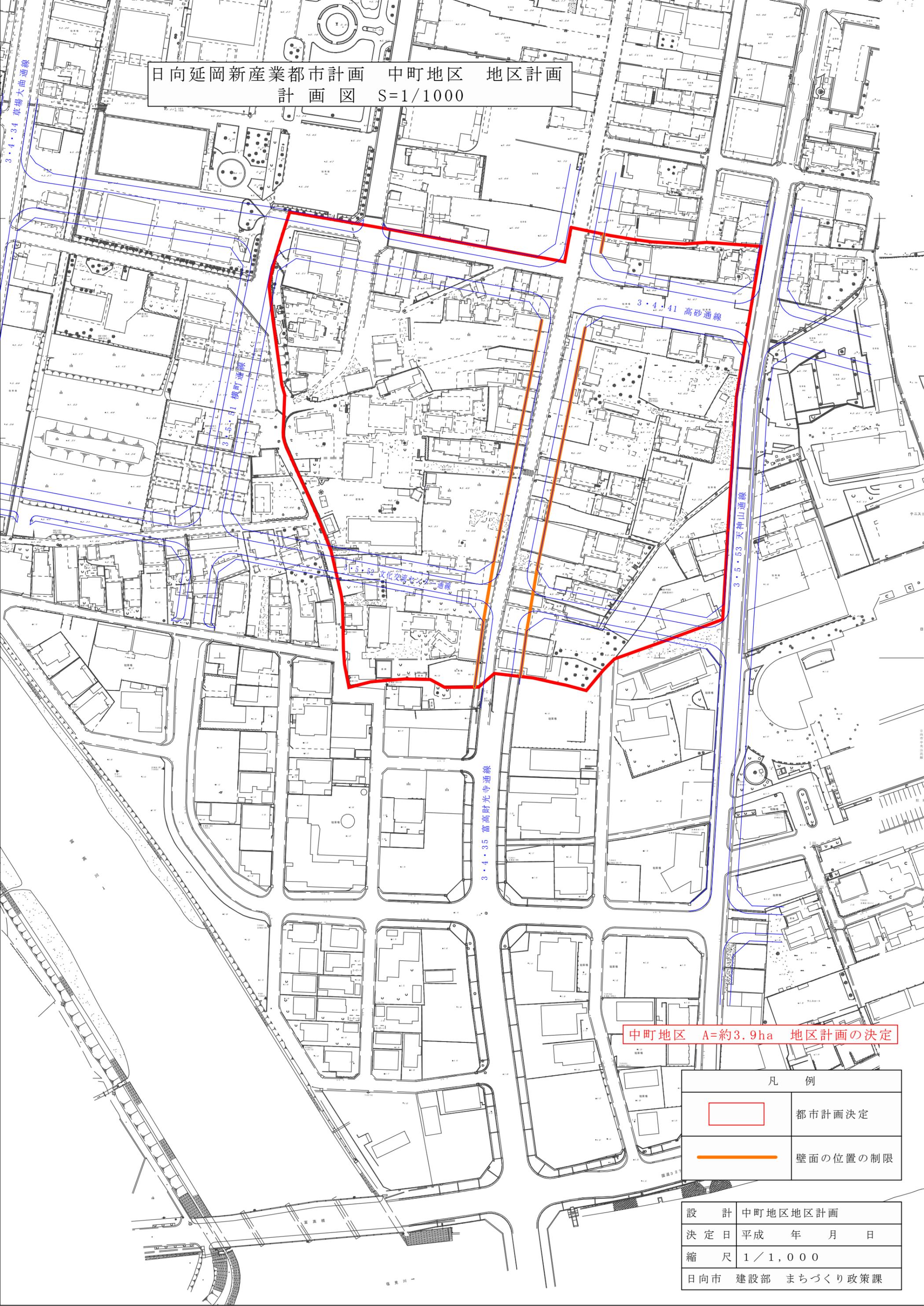
日向延岡新産業都市計画地区計画の決定（日向市決定）

日向市中町地区地区計画を次のように決定する。

名	称	中町地区地区計画
位	置	日向市中町及び本町の各一部
面	積	約 3.9 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区の目標	<p>本地区は、日向市駅を中心とする中心市街地内にあり、宮崎県北地方拠点都市地域の「日向市生活・文化・交流拠点地区」に位置づけられた歴史資産や自然資源を有する地区である。本地区を縦断する県道土々呂日向線は、旧国道であり狭小な幅員であることから、円滑な交通と安全な歩行空間を確保するために街路事業による整備を行う。</p> <p>本地区では、この街路事業と併せて、「人が集い歴史の香る賑わいのあるまちづくり」をキャッチフレーズに、地区の資源や緑を活かした「緑の散策ロード」の整備、七夕祭りや幸福神社大祭の復活等を図り、住民との協働によるまちづくりを推進しながら、活気ある中町を目指すものである。</p>
	土地利用の方針	<p>地区内を縦断する県道土々呂日向線沿いには、店舗が点在しているものの、空店舗や空地が多く存在していることから、隣接する地区と連携を図りながら、中心市街地内の地区として、地区固有の資源を活かした良好な都市空間を創出し、秩序ある土地利用を図るものとする。</p>
	地区施設の整備方針	<p>県道土々呂日向線の街路整備を中心に、道路事業による歩道整備や、民地内における遊歩道の機能を有する路地やたまり空間の創出を行い、「緑の散策ロード」を構築することで、地区内の魅力や回遊性が高まるとともに、良好な都市空間の整備が図られる。</p>
	建築物等の整備方針	<p>中心市街地内の地区として、公共空間と民有空間が、調和のとれた一体的な都市空間を創出し、魅力のあるまちなみ景観を形成するために、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を定める。</p>
地区整備計画	地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり
	地区整備計画の区域の面積	約 3.9 ha
	建築物等に関する事項	<p>建築物の用途の制限</p> <p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 ガソリンスタンド 倉庫業を営む倉庫 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で、15 m²以下のもの並びに動物病院及びペットショップその他これらに類するものを除く） 自動車修理工場 自動車教習所、車両の展示を伴う自動車販売店（車両を展示する駐車場の面積が300 m²以下のものは除く） 葬儀業の用に供するもの（葬儀を行うことを主たる目的とする施設に限る。）</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する営業の用に供する建築物</p> <p>（ただし、本地区計画に係わる都市計画決定時において、現に建築されている建築物で、この規定に適合しないものについてはこの限りではない。）</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱は、壁面線（計画図に表示する道路境界から1.0m後退した線）を道路側に越えて建築してはならない。</p> <p>ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。</p> <p>道路の隅切部分の一部</p> <p>本地区計画に係わる都市計画決定時において、現に建築されている建築物等で、この規定に適合しないもの。</p>																							
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物の屋根及び外壁の意匠又は色彩は、周囲との環境と調和し良好な住環境にふさわしい落ち着いた色調とする。</p> <p>建築物の外壁等の外観の色彩については、次に掲げる範囲内の色彩（日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の値（マンセル値）で示すものとする）を使用しなければならない。</p> <p>色基準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>区域の定義</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">外壁</td> <td rowspan="3">ペ-スカ- ガ-カ-</td> <td>0.1R～4.9YR</td> <td rowspan="3">4以上 8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>5YR～5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋根</td> <td rowspan="3">屋根色</td> <td>0.1R～4.9YR</td> <td rowspan="3">6以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>5YR～5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>素材色を基調とした屋根及び外壁は、に示す色基準値の対象外とする。</p> <p>屋外広告物の色彩、形態等の意匠は、周囲への景観的調和に配慮したものとする。</p> <p>敷地地盤面の盛土の高さは、その敷地が接する道路面の最も高い地点から、20cm以内とする。ただし、この規定により隣接地との影響が生じる場合は、現地盤高さを参考として、中町区まちづくり推進委員会等に諮り定めるものとする。</p> <p>（ただし、本地区計画に係わる都市計画決定時において、現に建築されている建築物等及び敷地で、この規定に適合しないものについてはこの限りではない。）</p>	単位	区域の定義	色相	明度	彩度	外壁	ペ-スカ- ガ-カ-	0.1R～4.9YR	4以上 8未満	4以下	5YR～5Y	4以下	その他	3以下	屋根	屋根色	0.1R～4.9YR	6以下	4以下	5YR～5Y	4以下	その他	4以下
		単位	区域の定義	色相	明度	彩度																				
外壁	ペ-スカ- ガ-カ-	0.1R～4.9YR	4以上 8未満	4以下																						
		5YR～5Y		4以下																						
		その他		3以下																						
屋根	屋根色	0.1R～4.9YR	6以下	4以下																						
		5YR～5Y		4以下																						
		その他		4以下																						
かき又はさくの構造の制限	<p>壁面の位置の制限のある道路に面する敷地のかき又はさくの構造は次の各号に掲げるものとする。</p> <p>壁面の位置の制限のある道路に面する側のかき又はさくは、生垣、木などの柵、フェンスとする。なお、木などの柵及びフェンスは壁面線（計画図に表示する道路境界から1.0m後退した線）を道路側に越えて設置してはならない。</p> <p>壁面の位置の制限のある道路に面する側のかき又はさくの高さは敷地面から1.2m以下とする。</p> <p>壁面の位置の制限のある道路に面する側の基礎の高さは、敷地面から30cm以内とする。</p> <p>隣地境界に面する側のかき又はさくは、生垣、木などの柵、ブロック、フェンスとする。</p> <p>隣地境界に面する側のかき又はさくの高さは、敷地面から1.8m以下とする。なお、ブロックは敷地面から1.0m以下とする。</p> <p>隣地境界に面する側の木などの柵、ブロック、フェンスは、壁面線（計画図に表示する道路境界から1.0m後退した線）を道路側に越えて設置してはならない。</p> <p>（ただし、以外については、本地区計画に係わる都市計画決定時において、現に設置されているかき又はさくで、この規定に適合しないものについてはこの限りではない。）</p>																									

日向延岡新産業都市計画 中町地区 地区計画
 計画図 S=1/1000



中町地区 A=約3.9ha 地区計画の決定

凡 例	
	都市計画決定
	壁面の位置の制限

設 計	中町地区地区計画
決 定 日	平成 年 月 日
縮 尺	1 / 1,000
日向市	建設部 まちづくり政策課